

令和5年度 第4回松戸市成年後見制度利用促進協議会

日時：令和5年11月28日（火） 午後1時30分～

場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

○出席委員

萩原委員（会長） 佐藤委員 四ノ宮委員 蒲田委員 藤井委員
岩崎委員 鷺田委員 児玉委員

○オブザーバー

千葉家庭裁判所松戸支部（1名）

○委員以外の者

社会福祉法人松戸市社会福祉協議会 生活相談課 大久保氏

○事務局出席者

地域包括ケア推進課長
地域包括ケア推進課 障害福祉課

【1 開会】

○会長

これより私のほうで進行させていただきます。

まず初めに、松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱の10条に、「会長が特に必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる」との規定があります。その規定に基づきまして、本日は松戸市社会福祉協議会生活相談課より、大久保様にご出席いただいております。議題1において、松戸市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業について、委員とともに説明いただければと存じますので、よろしく願いいたします。

【2 傍聴者の報告】

【3 議題1. 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行について】

○会長

それでは議事に入りたいと思います。まず議題1、「日常生活自立支援事業からのスムーズな移行について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

はい。事務局よりご説明させていただきます。資料1、「日常生活自立支援事業からのスムーズな移行について」をご覧ください。日常生活自立支援事業——名称が少し長いので、以降“日自”と呼ばせていただきますが、“日自”から成年後見制度への適切なタイミングへの移行は、第2期成年後見制度利用促進基本計画にも謳われており、本市におきましても昨年度から引き続き議題として検討してまいりたいと存じます。

まず日常生活自立支援事業の概要、対象者や費用、現状、利用者数、支援員数等、そして契約から解約までの流れについてご説明いたします。こちらの数値等につきましては、松戸市社会福祉協議会および千葉県社会福祉協議会よりご提供いただいております。

“日自”の概要ですが、本事業は、判断能力が十分ではない方が地域において自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用に関する援助、利用料の支払い等に伴う預金の払い戻し、通帳等の保管等を行うものです。実施主体は千葉県社会福祉協議会であり、松戸市社会福祉協議会に業務が委託されております。事業の実施には専門員と生活支援員が関わっており、専門員は社会福祉協議会職員の方が担っていらっしゃいます。

専門員は、支援計画の策定、利用契約の締結、支援や調整を行います。専門員数は5名で、うち2名は生活支援員を兼任しております。こちらが令和5年度9月末時点の数値となっております。生活支援員は、事前に登録した地域住民の方が担っております。専門員の指示によって利用者のもとを訪問し、金銭の管理に関すること等の援助を行います。登録者数は113名で、現任者・現在活動している方は37名です。こちらも同様に、令和5年9月末時点の人数となります。

続いて利用料ですが、年会費は3,600円。支援——1時間30分未満は1,000円、1時間30分以上2時間未満は1,500円、以降は30分ごとに500円が加算されます。財産保全——こちらは通帳や実印等を金融機関の貸金庫に保管するサービスですが、こちらは年間3,000円です。なお生活保護世帯においては、利用料が無料です。

続きまして、現状に移ります。契約者・利用者数は、令和5年9月末時点、千葉県では1,658名、松戸市では69名いらっしゃいます。高齢、知的、精神、その他の内訳は表にお示ししたとおりでございますが、千葉県全体と松戸市で割合に大きな差は見られません。

続いて、解約者数です。令和2年度は13名、うち2名が後見等へ移行されております。令和3年度は15名、うち3名が後見等へ移行。令和4年度は28名、うち11名が後見等へ移行。令和5年度は9月末時点ですが11名、うち4名が後見等へ移行なさっております。

続きまして、契約から解約までの流れですが、資料1の別紙をご覧ください。まず契約前ですが、本人や本人周辺の支援者、場合によりケアマネージャーの方や計画相談員の方、包括や基幹の職員、生活保護のケースワーカーなどさまざまですが、そういった支援者の方から利用の検討がなされ、市社協にご相談が入ります。

ご相談が入りますと、訪問日程を調整の上、面談を行い、契約締結判定ガイドラインに沿ってアセスメントをしたあと、月1回の審査会へ諮り、契約の判断を行います。契約が締結されますと、御本人と支援員が顔合わせをし、支援が開始されます。主な内容としましては、支援員が定期的に

訪問し、金銭の管理、本人の状況の把握などを行います。

加えて3カ月～1年間の評価期間——こちらの期間は利用者ごとに変りますが——この評価期間を設けており、評価期間ごとに専門員が、ガイドラインに沿って本人の契約能力のチェックを行います。ここで契約能力に疑義が生じた場合は、定例会議で契約・継続に関する検討を行います。継続が困難と思われた場合は、関係者を招集して担当者会議を開くなどし、今後の方向性、後見への移行の検討を行います。合わせて契約、継続、解約の判断を千葉県社会福祉協議会の審査会に諮ることとなります。以上が、契約締結から解約までの流れです。

別紙から資料1にお戻りください。困難ケースへの対応方法をごらんください。今回の議題に当たり、松戸市社会福祉協議会のご担当者様と、事前に“日自”から後見に移行するにあたっての課題を調整いたしました。その中で見えてきた課題でございますが、社協では“日自”担当者での定例会議があり、困難ケースの検討を行っております。困難ケースは全体の約2割程度で、定例会議でも難航する場合は処遇検討委員会——こちらの委員会は外部の専門職の方、有識者の方を委員に迎えた会議でございます——こちらの検討委員会にお諮りになって、後見への移行のみならず、処遇に悩むケースの検討を行っております。専門員のアセスメントに加え、これらの会議での検討をもとに後見への移行を諮っております。

後見移行のきっかけは、専門員が本人や支援者からも移行を確認し、地域包括支援センターや基幹相談支援センターにつなぐことですが、ここで二つの課題が生じることが見えてまいりました。

一つ目は、後見へ移行するかの判断に迷うケースです。専門員は、あくまで“日自”の業務を担当している方であり、後見に相当するか、また後見人をつけるということは本人の今後の生活や権利に大きくかわることですので、判断に大変悩む事項であります。これについては、ケース会議を開いてチームで方向性を決定していくことが肝要ですが、チームで検討しても決定には時間を要するケースも多いのが現状です。

二つ目に、ケース会議で後見移行の方向性が決まっても、実際に手続きを進めていくのがだれか、主軸が決まらなると後見開始・“日自”解約までの時間を要するという点です。こういった課題につきまして、本日はぜひ委員の皆様からも、解決方法やご意見などを賜ればと思っております。ご議論賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○会長

ありがとうございました。それでは皆様からの意見を募る前に、松戸市社会福祉協議会の委員および大久保様のほうから、今の説明に対して補足の説明ですとか課題について、特にお話いただければと思いますけれど、いかがでしょうか。

○委員

ご説明ありがとうございます。いただいた資料に対しての補足は特にないですけども、現場で感じる課題というところで、なかなか後見にスムーズに移行ができないという中で、判断能力がだんだん落ちてきた方に対して、その専門員で、これまでどおり本人の意見を聞きながら支援を行っ

ていくことが適切かどうか、なかなか判断に迷う場合があるというのが一つ、現場で感じている課題であります。

○会長

ありがとうございました。やっぱり課題で出ている後見の移行判断というところで、本人の判断能力が落ちてきたときに、説明ではケース会議とかを開くみたいなところで対応されているようですけれども…。実際、このケース会議に参加されてでも構いませんし、今のこの課題、総括的なところでも構いませんので、何かご意見とか、「こういう対応があるのか」とか、「対策があるのか」とか、そういったものがあれば、伺えればと思いますがいかがでしょうか。

じゃあ、ちょっと振ってしまいますけれども。ケース会議になると、ケアマネさんも入ることが多いのかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○委員

今、課題に挙がってお話されていたとおりに、後見人さんに移行するにしても、ご本人の認知面がどんどん下がってきていて、説明をしても理解していただけなくて、なかなかつながらないというところがあるので…。ケアマネージャーとしてしっかり、高齢の方にかかわっている中でその制度をしっかりと、元気なうちからしっかりと、判断できるうちから「こうなったときに」ということをしっかりと説明していかなくちゃいけないのかなとは思っているのです…。

ほんとにケアマネージャーがご高齢の方とかかわる場面やケース会議とかも多いと思っているので、ご本人の状況とか、認知が落ちてきているというところの状況の確認というのが一番できる立場ではあると思うので、そのケアマネージャーが制度をしっかりと理解をしてお伝えしていくことができるようになると、また少し違ってくるのかなとは思っておりますが…。なかなかわからないところもいっぱいあるので、勉強していかなくちゃというふうには思っております。

○会長

ありがとうございました。おっしゃるとおり、生活状況等を把握して、本人の一番身近にいるというのは、やっぱりケアマネさんと第一線にいる方々だと思いますので。そういった方々が、本人の情報ですとか制度を理解したうえで、適切にサポートというか、支援につなげるということが重要なのかなと…。そういう視点に立って、一次相談機関さんに対しての勉強ですとか、研修みたいなところを進めていくということにもつながっていくのかなと思いました。ありがとうございました。

同じような立場になるのかもしれませんが、包括さんも、特にこういったところに携わることが多いかなと思うんですけれども、同じような視点から、「実際対応して、こういう意見があった」とかでも構いませんので、意見いただければと思います。

○委員

はい。後見に移行するというところで、移行するための理由だとかエピソードがあつてのことだと思しますので、いろんなトラブルがあつて後見に移行しなきゃいけないっていうのであれば、関係機関が集まって検討しなくちゃいけないかとは思うのですが。主治医の判断という部分で、後見相当なのか、保佐なのかといったところだとか、金銭面ですよね。やっぱり費用的にかかってしまう中で、そのあたりをどういうふうに捻出するかといった部分で、いろいろ総合的に判断して、早めに移行するっていう形になってくるのかなとは思っております。はい、以上になります。

○会長

ありがとうございました。同じように支援者側のほうとしても、適切なタイミングでというところがご意見だったかと思えます。

今の話から、サポートする側、本人を支援する側のほうの後見知識とかという話も出ましたけれども…。これは逆に社協さんのほうにお尋ねする形になってしまうのですけれども、ここで携わっていただいている専門員さんのほうの方々の、後見に対する知識みたいなものという、そのものというのは結構、研修とかで勉強されているものなのでしょうか。

○委員

特に専門員の中で、後見に関する研修をまとめて受講する機会というのは、現状はないです。

○会長

ありがとうございます。そうするとあれですね、きっと移行するときや判断に迷うときにケース会議をするという中で、やっぱり後見に対する知識というところがある程度あるというか、専門的にあるところの観点からの助言みたいなところっていうのは、どうしても必要になってくるのかなというような印象を持ったのですけれども…。逆にその専門職側からの見方として、「こういう解決がいいんじゃないか」とか、「こういう方法はあるのか」みたいなところがもしあれば、ご提案いただきたいんです。

○委員

やっぱりかかわる支援専門員の方も、基礎的な後見の知識はあつたほうが、移行のタイミングという判断が今回問題になっている中では、やっぱり基礎的な知識は必要だと思うので、それはそうですね。皆さんに共有していただく機会があつたほうが、いいとは思いますが、もちろん何らかの研修等があるのかもしれないんですけれども…。そうですね、基礎的な知識があつたほうが、後見の移行という場面では役に立つと思います。

移行のタイミングで言えば、“日自”を利用していても補助を、保佐相当であれば本人申し立ても可能なので、そちらも選択肢に入ってくると思うんですけれども…。ただ支援員の方がいて生活がうまく回っているような状況で、あまり大きく変える必要性というのも、そのケースバイケースには

なると思います。

あと、補助・保佐だと本人の意思が必要なので、やっぱり受け入れがたいというケースもあるかと思うので、ご本人の理解が得られない中で、補助・保佐相当の段階で申し立てするのが難しい場合には、後見相当にまで認知度が落ちるまで待つしかないのかなとは思いますが。

○会長

ありがとうございました。やっぱり専門的な後見に対しての知識とかを学ぶ場所も必要かなというふうに思いますし、実際のタイミングについて、やっぱりケースバイケースなところもあるかと思うんですけども…。確かに悩むといった中で、二つ目の課題で出ている方向性が仮に決まっても、手続きを進める。だれが進めるのかというところで悩むというのは、やっぱり後見知識がなかなかないと、進め方や具体的なイメージというのか、そういったものが沸かないので、とまってしまうということもあるのかなというふうには感じました。

同じように、後見とかの申し立てとかにつなげる相談で、「しくなるあいず」も今、受けているかと思うのですが、同じ相談を受けるというような立場から、この社協さんの課題についての何かいい解決策等があれば、ご意見いただければと思いますけれど、いかがでしょうか。

○委員

後見制度を利用する方向が、いいケースかどうかについては、ある程度専門員の人はおわかりになっているというふうに思います。私は、処遇検討委員会の委員長をやっておる関係もあって、専門員の人たちの苦勞が非常によくわかっていて、どうしてあげたらいいんだろうって、いつも悩むところなんですけれども…。

移行するのがいいんじゃないかと思ったとしても、ご本人や周りの方ですよ、申立権者ですかね、そういう方々が、やはり後見制度を利用したくないという方が結構いらっしゃるんだというのは感じます。そうすると、もう“日自”だけでは対応しきれないのに、“日自”の担当者の方々はケースを抱え込んでいる。まあ、放棄するわけにはいかないもので、抱え込んでいるという実態があるんだというのはよく感じます。そういうときに、どういうふうな助力ができるんだろうかっていうふうに、常に悩むところなんですけれども…。

やはりそういうときには、後見制度に対するきちっとした正確な理解というのを、もう少し周りの方々に伝えていくというのが必要。その家族とか、申立権者になりうる人たちに伝えていくということが必要なんだろうと…。そういうときに、例えば弁護士さんとか司法書士さんとかが、その助言に入っていく。具体的に入っていくということが、今の制度はその体制がないので、そういう方向性が何かとれないだろうかというのが、処遇検討委員会をやっていく中で考えている、私が今悩んでいるところではあります。そこが何とかできないだろうかと…。中核機関がつくられて、この協議会ができているのであれば、これが何か方向性として「連携」という言葉になるかもわかりませんが、それが具体化できないだろうかというふうに、まず一つは思っています。

ほぼ申立権者本人が納得をして、この制度を、自分にとっては、または本人にとっては利用する

のがいいなと考えたときに、じゃあだれによってどういうふうにするのかという…。なかなか書面を書く、申立書を書くということがありますので…。それから、資料を取り寄せるというようなことしなければいけませんので、だれがだれにやってもらえるのかと…。家族だとか周辺の人で、やれる人がしっかりいらっしゃればいいんですが、必ずしもそうではございませんので。そうすると、申し立て支援をできる場所はどこだろうかと…。その辺がまだ、きちんと制度としては成りきれてない、つくられきれてないということは感じる場所です。これをちょっと制度化できないものだろうかとというふうに思います。

「しぐなるあいず」は、申し立て支援をするという法人ではありますけれども、そこにはちょっといろいろ限界がございますので、その辺も含めてこの中核機関で検討することができれば、よりスムーズな移行が実現できるのではないだろうかというふうに思います。

その中で支援をする——家族側のご本人の立場に立って支援していく。ご家族とか周りの方の、どなたになってもらうのがいいのかというのは、おのずからわかってくる場所です…。まあ、そういう申し立てを支援してくれる機関、ないしは法人か専門職か、そのあたりが何かできないだろうか。そういう体制ができないだろうかというふうに思う場所です。

それが何とかなれば、この“日自”からの円滑な利用というのはできるのではないかと思いますし…。「常に、どんなケースも後見制度につなげるべき」ではないと思いますので、その点の判断もまたもう1回、そこではチェックしきれないのではないだろうか、そういう制度ができればしきれないのではないだろうか、そういうふうに思う場所です。

というようなことで日々悩んでいる。“日自”でいつも悩んでいる場所ですけども、そういう感じではあります。

○会長

ありがとうございました。今、委員のほうから出ましたけれども、やっぱり専門職というところが——“日自”の専門員に対しての研修とかに加えて、それだけではなくて、ケースのほうの専門員さんの相談とか助言の、ケースの中の助言として専門職からの助言というところもあるべきではないか、というようなご意見だったかと思います。

それは確かに個別ケース——制度がわかった上で、やっぱり個別ケースに、「後見のほうがいいのか、どうなのか。進めるとして、どういうふうにやっていくのか」というところをある程度リードしていくときには、やっぱりそういった知見の専門職というところの関与が必要になってくるのかなとは思いますが。ただ、それをこの中核というところでやっていくべきものなのか、できるのかというのも含めて、そのかわり方というところは、結構議論する必要があるのかとは思いますが。一方で、社協さんの“日自”というところの事業というのもあるので、社協さんのほうで委託する形になるのか、この中核でかかわっていくのかというところも、議論する必要があるのかなとは思いますが。

かわり方という点では、どうなんですかね…。中核として、こういったところに、もっと専門職としてかかわっていく必要があるというご意見なんですかね。皆さん、いかがでしょうか。

○委員

やっぱり、そういう“日自”から移る場合にいろいろ問題があって、やっぱり専門職が入るような何か検討の場というのをね…。まあ、簡単なケースはいいと思うんですけども、皆さんが対応に悩むケースについては、そういう専門員が入るような場というのをつくったらいいんじゃないかという感じです。

私自身は、直接の経験はないんですけども、東京のほうの包括に勤めたころに、やっぱり社協さんが成年後見センターみたいなものをつくっておられて、そこでそういうケースの場合には、弁護士・司法書士・社会福祉士——全部が必ず入るといわけではないですけども——そういう人たちが入って、一緒に検討するというようなことで方向性を確認し合っていくというような場もあったものですから…。そういう形で、さっきの蒲田先生の提案にもございましたけれども、そういうものを何かつくっていけるといいのかなというふうに思っております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。今、ケースに専門職がかかわるほうがいいんじゃないかという意見が出ましたけれども、社協さんのほうでは、今の意見を受けていかがでしょうかね。

○委員

専門員のほうで、「後見のほうがいいかどうか」というその判断に悩み、検討するときの一つの材料として、資料のほうにもある、ガイドラインという年1回のモニタリングがあるんです。そこで、「きょうが何月何日か」みたいな、幾つか決まった質問だとか、ここ1年の利用者様に起きたエピソードというのを書いて、県のほうに提出をするんですけども…。そこで、人によって、「まあ、後見のほうがいいんじゃないか」という意見を県からもらうことがあったりして、それを受けて関係機関の方に、後見への移行に関する相談というのをさせていただくというのがあるのですが…。

なかなか、その決まった質問だけで、本当に後見が適切なかどうかということにはならないと思うので、それ以外にこういった専門職の方に入っていて、改めてご意見をいただく場というのがあると、専門員としてはすごくありがたいのかなとは思っています。

○会長

ありがとうございました。そうすると、きょうこの場で議論が尽きるわけではないと思いますけれども、きょう出た提案というかその中では、そういったところに専門職がかかわっていくといった方向性は、ある程度意見が出たのかと思っています。あとは、そのかかわり方。中核としてかかわっていくという話になるのか、また別のかかわり方という形になっていくのかというのは、今後の検討課題になるのかなという気がいたしますが…。まあ、特にそのかかわり方という点で、何かご意見がある委員はいらっしゃいますかね。

○委員

質問させていただきます。処遇検討委員会でも、まあ悩ましい事案がすごく多いわけですが、その中で私たちは、やっぱり助言に過ぎないんですよね。なので、「それ以上、もう一歩やってあげられればいいのに」って思うけれど、できないので、そこで終わっちゃうのですが…。そうではなくて、その当該ケースに、もう少し専門職からの意見をつけて動いていくというような方向まではできないだろうかと思うんですけども…。

社協としては、後見にスムーズに移行させる必要があるというふうに考えられる場合に、そういう専門家というか専門職という人に委託するような——専門職というのは、個別委託なのか、会への委託なのか、ちょっとわかりませんが——そういうようなことを検討されたことはないんですか。

○松戸市社会福祉協議会生活相談課：大久保氏

ご意見ありがとうございます。委託をして専門職のご意見を聞かせていただくというようなことは、今まで検討したことはありません。先ほど、「後見制度の知識について、専門員がどの程度把握しているのか」というご質問のところがありました。専門員になるために、「後見制度のここがスキルの必須事項」というのが特になんですが、そもそも社福士や精神保健福祉士など、福祉の勉強をしている者が専門員になることが多いので、必要最低限の基礎知識はあるという上で、県社協から提供される研修を受けながら、その中に後見制度に関することも一部交えながらのそういう場や設定はあるけれども、後見制度そのものをしっかり学ぶというものは、特になんというところがあります。

なので、実際現場で判断に迷ったり、ケース検討の中で相談機関の皆さんのご意見を聞きながら判断していくというのが今までの流れということで、外部からというものは検討したことはございません。

○会長

はい、ありがとうございました。今の委員の指摘というか、質問にもあったとおり、社協さんのほうでそういったことについての委託——専門職なのか中核へ委託というのか、よくわからないんですけども、そういった社協さんのほうからやるという形、専門職にアプローチするというものなのか。中核のほうでこういった会議とかに専門職を派遣というか、そういった形をとるようなやり方がいいのかというのも、まあ、やり方としてはあるのかなという気はしましたので、この辺はちょっと市のほうでも、どういにかかわり方ができるかについては検討いただければというふうに思います。

議題1に関連して、質問でも構いませんけれども、ご意見ありましたらお願いいたします。

○松戸市社会福祉協議会生活相談課：大久保氏

課題のところ、なかなかまだ主軸が決まらないという部分について、ケース検討で、経験の

ある相談機関の皆さんにお集まりいただき、いろいろご助言いただき、皆さんでケース検討しているんですが、なかなか、後見制度へというのが決定した後でも、そこから進むことが難しいようなケースも含まれているというところもあります。

外部の知識のある方に来ていただきご意見いただくというのはすごく有効かなとも思うのですが、半面、経験豊かな相談機関の皆様が実際の現場でご意見をおっしゃっていただいているところもあるので、うまくかみ合いながらいくのかどうかというのが懸念されるところでもあります。ありがたいところでもあるのですが、今、ご意見を聞きながら思っていたところです。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。確かに、ケースの中で意見がかたまっているといっても、いろんな思いがあったり、そこまでのケースの検討の過程というのがありますので、そういうものを踏まえながら助言できるというところになってくると、専門職がぽっと出て行って今までの背景を考慮せずに、好きな意見を言うってしまうということになってくると、反感を招く要因にもなって、うまくいかなくなる要因の一つにもなってしまいますので、専門職としてかかわっていく側も注意しなければいけないところなのかなというふうな気がいたしました。ありがとうございます。

議題1については、以上とさせていただきますと思います。

では、続いて議題2、「地域ケア会議からみる成年後見制度に関する課題について」です。事務局より説明をお願いいたします。

【3 議題2 地域ケア会議からみる成年後見制度に関する課題について】

○事務局

お手元の資料2、「地域ケア会議から見る成年後見制度に関する課題について」と書かれた資料をご覧ください。1ページ目から順にご説明いたします。

まず本市における権利擁護にかかわる会議体として、高齢者虐待・障害者虐待・障害者差別に関する会議体を設けております。基本的には各分野で開催しておりますが、上段中央にオレンジで記載されている「虐待防止連携推進会議」につきましては、令和2年4月に松戸市虐待防止条例が施行されたことに伴いまして、児童・高齢・障害者の三つの分野における連携強化に向けて議論を行っているものでございます。今回、議題に挙げている地域ケア会議は、高齢者分野で行っており、会議体につきましては下段に記載しておりますとおりでございます。

まず地域ケア会議ですが、地域の意向・実情に応じて、人と人、人と資源が、世代を超えて住民主体の活動を活発化し、地域の課題を地域で解決するとともに、日常生活圏域全体や市全域で解決すべき課題については、地域ケア会議に接続することによって、効果的・効率的に社会資源の把握・開発など、生活支援体制の整備を推進していくことを目的としております。

本市におきましては、高齢者虐待を除く事例を取り扱っておりまして、図に記載しておりますとおり、3層構造となっております。まず一番下の「地域個別ケア会議」は、地域課題を明らかにし、

普遍化を図ることを目的として、年4回×15 地区で地域包括支援センターが主体となり開催しております。その一段上の「地域包括ケア推進会議」では、個別事例の検討から把握された課題の整理や解決を目的とし、年2回×15 地域で、「個別ケア会議」と同様、地域包括支援センターが主体となり開催しております。その上の「地域ケア会議」は、市で年2回開催しているものとなります。こちらの会議では、地域レベルでは解決できない課題や、市レベルでの解決が必要なものを取りまとめ、検討する場となっております。この場で行われた議論を踏まえ、各地域レベルの会議にて展開し、個別支援につなげていくという循環型の会議形体となっております。

今回、本協議会で「地域ケア会議から見る成年後見制度に関する課題について」という議題を出させていただきました趣旨ですが、市でそれぞれの目的を持った会議体を複数ある中で、成年後見制度活用に関する課題も各会議にて挙がっております。しかしながら、成年後見制度だけにスポットを当てて、課題解決に向けて議論をしていく場面は現時点ではないという状況でございます。このことから、成年後見制度の利用促進を図る目的で設置している本協議会にて、他の会議で挙がっている成年後見制度に関する課題をまずは共有させていただき、皆様からご助言いただきながら、今後、市全体として課題解決に向けて取り組んでいきたいと存じます。

それでは2ページに移りまして、実際の地域ケア会議で挙がっている、権利擁護に関する課題についてご説明いたします。地域ケア会議では、各地域から挙がってきた地域課題を、こちらに記載している12のテーマに分けて、市全体の課題を抽出しております。その中で11番の「権利擁護」が、成年後見制度にも大きくかかわる部分となっております。

こちらに記載しておりますものは、令和4年度第1回の「地域ケア会議」の資料から抜粋したものにありますが、(1)「地域で起きている問題と課題」として、権利擁護の普及啓発が不足していることや、日常生活上必要な、毎日の金銭管理をする制度がないこと。成年後見制度の利用が望ましい方へのアプローチや意思決定支援が重要だが、親族や支援者にその重要性がわかってもらえないことなどが、課題として挙がっております。(2)は、「各地域の推進会議で話し合われた地域での対応方針」が記載されております。その隣(3)は、地域での対応が難しいと判断したものが、「市レベルの課題」として上がっております。内容といたしましては、成年後見制度の普及啓発や、毎日の金銭管理をする制度の創出が記載されております。

では、これらの課題がどのような事例から挙がってきたのかという部分をご説明いたします。実際の事例から少し修正は加えておりますが、2事例ほど御紹介させていただきます。

一つ目は、「本人は独居であり、軽度の認知症である。親族がキーパーソンとなり、本人を支援しているが、キーパーソンにはケアマネや介護保険サービスに対する不満があり、たびたび事業所の変更をしていた。本人が納得しているとのことだったが、約1カ月間不穏な状況が続いた。その後もキーパーソンからの依頼により、事業所の変更が続いている」とのものです。

ここでは、本人の意思がどうなのかとの部分が直接確認できていない状況であることが推測されます。しかしながら、この親族が本人の金銭管理や各種手続も行っており、生活全般の決定権を持っているような状況です。このことから、ケアマネージャーをはじめ現場の支援者は、親族が支援し続けることが本人にとって望ましいのか、後見人を選任したほうがいいのか。かつ、後見人が選

任されることで、これらの問題が解決できるものなのかという点で迷う場面があると聞き及んでおります。この課題からも、先ほど挙げた成年後見制度の普及啓発や、意思決定支援の重要性というものが課題につながっております。

二つ目の事例ですが、「本人は独居であり、子供は他県に住んでいる。そのお子さんは月に2回訪問し、ご本人様の支援をしております。本人は週3回、デイサービスとヘルパーを利用しています。ヘルパーが入らない日に、ご本人様が数人分のお弁当を購入していたり、現金を押し入れに隠したり、ごみ箱に捨てていることがある。ご自身ではそのことを忘れてしまい、お子さんに“お金がない”と連絡してしまう」というものでございます。

こちらにつきましても、地域では類似ケースが多々あるかと思いますが、毎日の金銭管理を行う制度はなく、すぐにこのような制度を創出することも難しいことから、現状ではお子様にさまざまな工夫をしていただくしか方法はないかと思っております。今後、このご本人様の認知症が進行した際には、金銭管理を含む日常生活が困難になることが予想されることから、そうなった際にどうするかという部分を、あらかじめご本人を含めたご家族と支援者が相談していくことも重要であり、1事例目と同様、選択肢の一つとして成年後見制度を知っていただく必要もあることから、普及啓発の必要性という部分も見えてきます。

次に3ページ目に移ります。こちらは、令和4年度第2回の「地域ケア会議」の資料を抜粋したものでございます。第1回目より明確に、成年後見制度に関する課題が多く、特に普及啓発に関する部分が複数挙がっております。具体的には、手続きが困難な高齢者を介護・医療の支援者はスムーズに制度につなぐ必要があることや、制度についての相談先や、制度自体の理解、成年後見人の活動内容の理解が、市民も支援者も十分でないことから、活用が不十分であることが問題として挙がっております。

もう1点は、申立て中に施設入所や病院に入院している場合、その支払いが滞らない仕組みがないことや、入院等で自宅に居住していないにもかかわらず家賃を払い続けるので、本人の財産が目減りしてしまうことが課題として挙げられております。こちらの事例といたしましては、本人は医療介護3であり、入院中にADLと認知機能が低下し、在宅生活は困難であると判断されました。家族と疎遠のため、施設入所を調整しつつ、主張申し立てでの後見制度利用を検討しましたが、審判が下りるまでの約半年間、施設利用料などの支払いがストップしてしまうため、施設側が受け入れに難色を示していたというものです。実際に私どもも主張申し立ての手続きを行っている、同様のケースがかなり多くありますが、この問題をすぐに解決できる方法も創出されていない状況でございます。

次に4ページ・5ページ目に移りまして、こちらに関しては今までご説明した課題や、それに付随するものをカテゴリー別に分けたものです。成年後見制度のほかに、先ほどご議論いただきました日常生活自立支援事業に関することや、消費者被害を含めた権利擁護全般に関することも記載をしております。各課題は記載のとおりになりますので、説明は割愛させていただきますが、総合的に見て、成年後見制度の利用前である権利擁護支援の検討に関する場面での課題が圧倒的に多く、本来であれば成年後見制度の活用が望ましい方でもうまくつながらない、もしくはつなげられない

ケースが圧倒的に多いことがわかりました。

また、課題として多く出ていた成年後見制度の普及・啓発に関する部分ですが、今年度から開始した地域巡回講演会・個別相談会や、現在、第3版の発行に向けて進めている、『成年後見制度活用に向けた手引き』を広く周知することにより、解決に近づく部分があると感じており、周知方法の工夫が必要であることを認識いたしました。

そして、「ケア会議」の中で挙がっている、申し立ての準備から後見人が選任される前の課題についてですが、こちらに関しては公的制度等で解決することが難しい状況です。しかしながら、現場ではこれらのことが問題になっていることから、解決には至らずとも、どのように対応することが望ましいかという部分も、皆さんからご意見等を頂戴できればと思います。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございます。このように見ると、いろんな課題が挙がって、議論されているんだなというふうにお見受けしますけれども、実際に地域ケア会議は、包括さんということでどうい議論をするのかイメージだけでも…。こういうことが課題で挙がるみたいですが、議論の状況等、何かそういう情報を提供いただければと思いますが、いかがでしょう。

○委員

はい。うちの明第1圏域では、個別会議で年4回、推進会議ということで年2回開催しております。うちのほうでは、認知症であったり、地域共生、ペットとか移動支援、見守りとか災害とかの課題が出されて、推進会議の中で議論を行っております。地域サポートの先生のほうと事前打ち合わせをして、テーマを決めていくという中で、どうしても、やっぱり医療連携だとか意思決定という部分のテーマ設定が多くなっているんですが…。個別ケア会議の中で、権利擁護という形での成年後見制度につなぐ途中のケースであったり、日常生活自立支援事業を利用中の方のケースなんかも入ってきております。

個別ケア会議の中で議論したケースとしては、同居されていたご兄弟の方が亡くなって、1人暮らしになった方がいらっやまして。実際、弁護士の方と訪問して、「後見制度を活用しよう」ということで話をして、そういった方向性で動いてはいたのですが、その方が急死されてしまって、実際、持ち家だったのですけれども、法定相続人もいらっやらないということで。そうなりますと、ご自宅にありましたご兄弟の遺骨だったりとか、何も手つかずになってしまって、最終的には管財人の方がついて、家が売却されてといったような流れがありました。

やはり資料の4ページのほうにもありますように、「成年後見人がいたほうがよいと思われるが、制度につながっていない高齢者が地域の中にいる」というのは、実際日々の業務の中でも感じております。そういった課題もあるんだろう、確かにあるといったところかと思えます。

ただ、やっぱり財産がある程度あっても、本人であったりご親族の方が、「費用面であったり、まだ早い」といった理由とかで、制度になかなかつながらないという部分があるのかなと思います。

また反対に、収入が少ない方。生活保護の方であったり、実際にぎりぎり生活している方なんかですと費用面とかがあって、なかなかやっぱり利用するタイミングがどうしても後々になってしまいますので、そういったことで最終的にそういった法定相続人といいますか、やってくれる人がいないと、先ほどのようなケースになってしまうといったところで…。確かにこういった方はいるんですけど、どういうふうに説明してうまくつなげていったらいいのかというのは、一つの課題なのかなと思っております。

○会長

ありがとうございます。第一線でかかわられている方というのは、最初は本人の支援から始まって、その後見人とかを「つける・つけない」とかいう話があって、後見人がついたら、ついたあとも支援があるわけで、長い間本人に携わって、いろんな観点で、いろんな問題も起きてくるのだろうなというふうにすごく感じました。

こういった課題が出て、この解決がすべてという話ではないと思いますけれども、今の話にあったように、「こういう問題が起きて、こういう課題があったけれども、このように対応したらうまくいった」とか、好事例がもしあれば、ご共有させていただければと思うのですけれども、委員、いかがでしょうか。「こういうかかわりをしたらうまくいった」みたいな事例とか、ご経験があればお願いいたします。

○委員

好事例って、なかなかないんですけど、ただ、僕ら日ごろ障害のある方々を支援していると、特にこういう後見だったり、“日自”も含めてですけど、やっぱり「在宅でご家族と生活されながら」というパターンが、圧倒的に多いかなと思うんですね。ご本人の変化もそうなんですけど、ご家族の変化。障害のある方々は、基本、ご本人とお父さん・お母さんだったり、ご兄弟と生活をされている。お父さん・お母さんが元気なうちは、まだ何とかなるだろうと思っていらっしゃる。ただ、それが1人親で、例えば「お父さんが亡くなりました」とかなったときに、ガクンと家族のエネルギーが落ちる。そのときにお勧めしたりとか、「こういう制度を真剣に検討してみないか」みたいなケースはありました。

実際に僕がサポートした方の中で、障害のあるお子さんが2人いらっしゃるご家庭で、お子さんはそれぞれ20代。まだ20代前半のお子さんで、旦那さんが急死されて、お母さんが1人になって、まずお母さんがちょっとメンタル的に不安定になりました。ご家族の息子さんと娘さんは、「お母さんのサポートだけではしんどい」ということで、グループホームに、それぞれ日中の活動も含めて、サービスの利用の変更をされたケースがあります。

しばらくたって、今後の2人ですね。お子さん2人とも年金を、障害の基礎年金を受給されている。旦那さんが亡くなったということもあって、それなりのお金が残せそうだとするところもあって…。ただ、お母さんがずっと面倒を見られるわけでもないということで、「まず、親族後見を考えたらどうか」というお話だったり。「でも、親族後見を考えるのだったら、申し立てを普通にして、

成年後見というのもありかな」みたいところで、今、お母さんがそれを検討されている中で、定期的にお母さんのほうの支援をさせていただいているので、そんなふうに動きかけている。

だから、何か環境が変わったりとか、置かれている役割が果たせなくなるというところが、ご家族や障害のある方々の支援の中には、きっかけとしてあるのかなと思います。

今、お話に出ていたように、多分相談に乗る側が——例えば、基幹相談支援センターの職員だったりとか、相談支援専門員が——ある程度は成年後見の知識だったり、“日自”の知識はあると思うんですね。ただ、お勧めする・提案するタイミングというのは難しい。それぞれ、ケースバイケース。特に御家族がいらっしゃる場合は慎重にやらないと、相談員とご家族やご本人との信頼関係にまで影響してしまうケースがやっぱりあるので、その辺は慎重に対応したり、考えたりというのはあるんですけど。

あと、精神の方は、ご本人の病状がガクンと落ちるときがあるので、そういったときに困った感——例えば、今までできていたことができなくなったりとか、今まで覚えていられたことが覚えていられなくなったりとかというところの中で、じゃあ「成年後見」とかという言葉を使わずに、「どこをどうサポートしてもらえると、今の生活を続けられるのか」みたいところから、お話をさせていただくケースというのが比較的あります。

じゃあ、サポートしていただく仕組みとして、例えば“日自”なのか、成年後見なのか、それともほか——例えばグループホームや何かでは、多少の金銭管理だったりというのをお手伝いしていただけているところもあったりするので——サービスの利用も含めて、どんなふうに変えていけるのか、変えていく気持ちをご本人にあるのかというのは、ご本人の気づきだったりということも含めて、サポートしていくといいのかなというふうに思います。

もう一つ。例えば、ご兄弟をあてにするんですね。障害のある方々のサポートしているとき、生活をしているとき。ただ、ご兄弟でうまくいったケースってあまりなく、ご兄弟にはご兄弟の生活があるので、例えば受診の動向だったりとか、医療の部分のサポートだったりというのは、親御さんは、「弟がいるから」とか「姉がいるから」とかおっしゃって、そこに期待をかけるのですけれど、なかなかそこはうまくいかない。実際にやってみると、うまくいかないというケースがあって、その「うまくいかない」というところは、逆にそういったサポートを進めていくにはいい機会かなと思ったりはしていますが、なかなか苦戦はしますよね。はい。

○会長

ありがとうございます。委員から、かねてからご指摘いただいている、相談のタイミングも、実例を踏まえて、いただきました。

同じような問題があるケースであっても、やっぱりそこにいる人の家族ですとか、本人の状況かによって、出てくる課題みたいなものも全然違ってきますし、対応も全然違うのだろうなといったところで、支援する側で、ある程度知識を持って、「このタイミング」と判断するスキルというところも必要になってくるのかなと思いました。

どうでしょう、課題の一覧を挙げていただきましたけれども、「この課題は、ここはこうなんじゃ

ないの」とか、「これはこうじゃないの」みたいな意見とか、そういうのがあればご指摘いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

課題を拝見すると、「市長申立て中でも、施設や病院の支払いが滞らない仕組みがない」というところなんですけれども、これはいかんともしがたいというか、法律的にも当然払わなければいけないものがあるわけなので、「払わなくていいよ」というのはなかなかできない部分ではあるので、それはなかなか難しい、課題の解決というところ自体が、何か難しいのかなという気がしなくもないんですけれども。どうしても、後見状態の方がいる場合にその後見人も、「財布を預かって誰かが支払う」ということは法的にはできないことなので、やっぱりそれは「後見人が選任されるのを待つて解消していただく」というところしか手段はないんですよ。

そういった意味では、これはいかんともしがたい問題なのですが、例えば施設とか病院のほうからすると、やっぱり深刻な問題なんだろうなという気はします。だからその辺の課題の部分の知識レベルというんですかね、そういったところの共有というか、そういったところは必要になってくるのかなという気はしております。同じようにその下の、「市長申立て中に家賃を払い続けるので、本人の財産が目減りする」というんですけれども、これも払わないといけないものなので、「払わなくていいよ」という手段はないわけなんですよね。この辺もやっぱり、なかなか課題としてはわかるんですけれども、解決するというのは困難というか、無理というものなのかなという気はしますね。

ただ、ここに挙げた課題というところを、「こういうふうに課題として現場では挙げているんだよ」というところも、支援する側が専門職も含めて共有して、どういったところに問題があるのか、不安・不満を感じている部分があるのかということも共有しておくという意味では、必要なのかというふうに思います。

そのほかご意見とか、質問でも結構ですけれども、ありますでしょうか。よろしいですかね。今回挙げさせていただいた部分というところは、「課題の共有」というところがメインテーマかなと思いますので、特に皆さんからなければ、この程度でいいかなと思っております。

それでは議題2のほうは以上にいたしまして、次に「報告」というところに入りますね。報告事項として、「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引きについて」事務局よりお願いいたします。

【4 報告 支援者向け成年後見制度活用に向けた手引きについて】

○事務局

お手元の資料3、「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引き」をご準備ください。前回、第3回協議会にて皆さまからご意見をちょうだいし、手引きに反映させたのち、11ページに記載しております各窓口を紹介をかねまして、最終校正が完了いたしました。

第4回の大きな変更点といたしましては、まず、2ページに「申立て手続きの流れ」を記載したこと。あと、7ページのほうに「成年後見人等が選任されたあとの動き」や、「成年後見人等の具体的な職務」について記載をいたしました。こちらの手引きにいたしましては、今後、市のホームページに公開し、より多くの支援者の方々にご活用いただけるよう周知していく予定でございます。

また来年1月には、本手引きの支援方法や活用方法について、支援者向けの研修会も行う予定です。委員の皆さまも本手引きの周知にご協力賜りたく存じます。報告は以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。では続きまして、5の「その他 相談窓口周知に向けたポスターおよびチラシについて」ですね。事務局よりお願いいたします。

【5 その他 相談窓口周知に向けたポスターおよびチラシについて】

○事務局

参考資料1・2を、それぞれお手元にご準備ください。「高齢者・障害者のための身近な相談窓口」と書かれたものです。こちらですが、昨年度に引き続き相談窓口周知のために、15カ所の地域包括支援センターおよび3カ所の基幹相談支援センター、また成年後見制度に特化した相談窓口として、松戸市成年後見相談室の連絡先を記載したポスターおよびチラシを作成いたしました。参考資料1はポスターでして、実際はA3サイズとなっております。参考資料2は、A4両面刷りのチラシとなっております。今年度の相談窓口周知のために、公共施設をはじめ市内の金融機関や福祉施設にも、ポスターの掲出およびチラシの配架にご協力いただけるよう準備を進めております。

また最後になりますが、参考資料3のほうですね。「成年後見制度地域巡回講演会」「個別相談会」のチラシをお配りしております。こちらに関しましては、本年5月から開催した講演会ですが、今年度残すところ4回となりました。チラシにつきましては、講演会5回分を3回に分けて作成し、周知しておりますので、今年度はこちらのチラシが最終回となります。委員の皆さまには、引き続き周知についてご協力賜りたく存じますので、よろしくごお願いいたします。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。ちょっと時間があるから、市のほうに伺ってしまうのですけれども…。巡回講演会と相談会ですかね、こちらの人の集まり状況というのはどんな感じか、もし手元にわかる資料があればお願いいたします。

○事務局

前回、人数のほうは、そこまでの結果でご報告をさせていただいているんですけども、場所だったり諸々によって、やはり若干希望者数というのは増減があるという印象がございます。例えば前回の講演会の希望者数は10名を切っていたのですけれども、その後、個別相談会は4名の満員をいただいていたりして、本当に興味がある方は「講演会を聞いたあとに、そのまま個別相談会も」という形でご希望されている方がいらっしゃいます。

また、やはりこの無料相談というのがなかなか身近ではないようなので、「こういったものを開催していただいてよかった」だったり、「同じテーマでもう一回聞きたい」、「続きが聞きたい」という、

プラスのご意見も多くいただくことが多いかと思います。ただ、「今までやっていたのを知らなくて、今回初めて知った」という方も結構いらっしゃるので、今まで周知方法に関しましても皆さまにご相談させていただきましたが、チラシの配布をはじめ、「広報まつど」への掲載だったり、SNSのほうにも掲載をさせていただいておりますが、まだまだ市民の皆さんには届ききっていないのかなというところが、課題として感じております。以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。そうしたらですね、以上なんですけれども。全体を通じてご意見とご質問がある委員、いらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですかね。

そうしましたら、最後に、オブザーバーとしてご参加いただいております家裁の松戸支部さんのほうから、一言お願いできればと思います。

○オブザーバー

今日もまた、裁判所で見えていない部分のお話というのを大変多く聞かせていただきまして、非常に勉強になったところでございます。

どうしても裁判所の申立てとなりますと必要書類が大変多くて、書いてもらうものも非常に多いので裁判所も、窓口で直接「後見を申し立てたい」ということでお見えになる方に、最初の導入としてDVDを見ていただいて、手続き案内ということで職員——後見事件を担当している書記官が、持ち回りで20分～30分ぐらい申立書の書き方とか書類のそろえ方などをご説明するのですけれども、やはりなかなか、「そこまで深く理解しないで来てしまったので、もうちょっと考えてから申立てをしたいと思います」とおっしゃられる方も相当数いらっしゃいます。

やはり、ちょっと手続きで困ったことがあって、金融機関などで「こういう制度がある」ということで、裁判所に行くように勧められていらした方の中にも、本人の判断能力が回復するか、本人が亡くなるまで制度利用が続くというような大変な制度だと思わなかったと。金銭の管理をしっかりして、報告もしてという部分で、「今、ちょっと、手続きをしたかっただけなのに」というような方も結構いらっしゃいます。「いざ申し立て」となりますと、ご家族の皆さんも非常に悩まれているんだなというのを、日々実感しているところです。

委員の皆様の関係機関を訪れる方々に対し、成年後見制度の話をしたり、アドバイスをしたりしていただけたら、それに後押しされる形で、制度利用に踏み切る方もいらっしゃるのではないかと思いますので、皆様、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございました。そうしましたら、本日の次第に沿った議事は終了いたします。事務局に司会をお返しします。

【6 閉会】

○事務局

会長、ありがとうございました。

資料送付時の通知文にも記載させていただきましたが、年間計画では、次回の協議会は令和6年1月に予定しておりましたが、議事の進捗をかんがみて、見合わせる事となりました。つきましては次回、本協議会の開催は令和6年3月19日火曜日、午後1時30分からとなります。場所は本日と同様、松戸市役所・新館7階大会議室にて予定しております。詳細につきましては、追ってご案内をさせていただきます。

以上をもちまして、『令和5年度第4回松戸市成年後見制度利用促進協議会』を閉会します。皆様のご協力に感謝申し上げます。本日はご多忙の中ご出席いただき、まことにありがとうございました。

(以上)